

【補足資料】TCPトリビンスプランの施策について

資料No.2

(1) 子どもの「確かな学力」を保障する環境づくり

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| ア | 授業日の平準化・授業日数基本220日(平成32年度完全実施) | 1 |
| イ | 快適な学習環境の整備 ・全小中学校エアコン完備 | 2 |
| | ・トイレ改修(洋式化) | 3 |
| ウ | 外国語・国際理解教育の推進 | 4 |
| エ | 「確かな学力」の育成を軸とした幼保・小中一貫教育の推進 | 6 |
| オ | 調査結果に基づいた授業実践 | 8 |
| カ | 補充学習・発展学習の充実 | 9 |
| キ | 個に応じた支援の充実 | 10 |
| ク | プログラミング教育の充実 | 11 |

(2) 教職員が授業に専念できる環境づくり(教職員の日々の多忙解消)

| | | |
|---|--|----|
| ア | 教職員の勤務時間の適正化・授業日数基本220日(平成32年度完全実施)・授業4時間日の設定(再掲) ・学校閉庁日の設定 | 12 |
| イ | 校務の支援 ・学校事務の効率化(職員室のオフィス化を含む) | 13 |
| | ・校務アシスタントの配置 | 14 |
| | ・部活動、課外活動の指導員配置 | 15 |
| ウ | 教職員の研修体制の充実・町全教職員研修会の実施 | 16 |

(3) 保護者(家庭)の教育ニーズに応じた環境づくり

| | | |
|---|--|----|
| ア | 安心で安全な教育環境の整備・授業日数基本220日(平成32年度完全実施)・学校給食の実施日の拡張 | 17 |
| | ・「家庭学習の手引き」の配布 | 18 |
| イ | 放課後の子どもの居場所づくり ・公設学習塾の実施 | 19 |
| | ・放課後補充学習の実施 | 20 |
| | ・活動場所確保、見守り委員の配置 | 21 |
| ウ | 問題行動のない落ち着いた教育環境の実現(相談体制の充実) ・生徒指導専任教員の配置 | 22 |
| | ・SC、SSW、相談員の各校配置 | 23 |

(1) ア 授業日の平準化 授業日数基本220日

【新小・中学校学習指導要領への確実な対応のための授業日の平準化】

- ① 全教科等を通じた「**主体的・対話的で深い学び**」の実現のための**授業準備の時間の確保**。
- ② 新たに**小学校第3・4学年に外国語活動、第5・6学年に教科としての外国語**が位置付けられたことによる**授業時間及び授業準備の時間の確保**。(P3)
- ③ **道徳の「特別の教科」化**に対応した**授業準備の時間**及び、新たに指導要録に設けられた、**道徳科の記述式による評価を行い要録に記述するための時間の確保**。
- ④ 新たに設けられた「**プログラミング教育**」の**授業準備の時間の確保**。(P10)
- ⑤ 児童生徒のもつそれぞれの「**困難さ**」といった**個に応じた指導の充実のための授業準備時間の確保**。

⇒ 今回の学習指導要領の改訂に伴い、**これまでも多忙な教員がさらに多忙**になることが予想される。

⇒ このことは、日々の授業や生徒指導がおろそかとなり、**学校教育の質に大きなマイナス**となる。

【参考:教員の超過勤務の実態】

- 小学校教諭の約3割、中学校教諭の約6割が過労死ライン(約80時間)を超えて勤務。
- 小・中学校管理職の約6割が、過労死ラインを超えて勤務。(出典)教員の勤務実態調査(平成29年4月28日 文部科学省)

★「**授業日の平準化**」を行うことにより、日々の**授業時間及び授業準備時間の確保**をすること、日々に**教員がマネジメントできる時間を確保**するとともに、**超過勤務を前提としたシステムを構造的に改革**する必要がある。

【授業日の平準化】

- **授業日数基本220日(平成32年度完全実施)**
- **平成30年度、31年度は移行期間とし、各学校と協議しながら完全実施を見据え教育課程を編成。**

プランの提示



移行期間



移行期間



移行期間



完全実施

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

平成32年度 1

(1) イ 快適な学習環境の整備 全小中学校エアコン完備

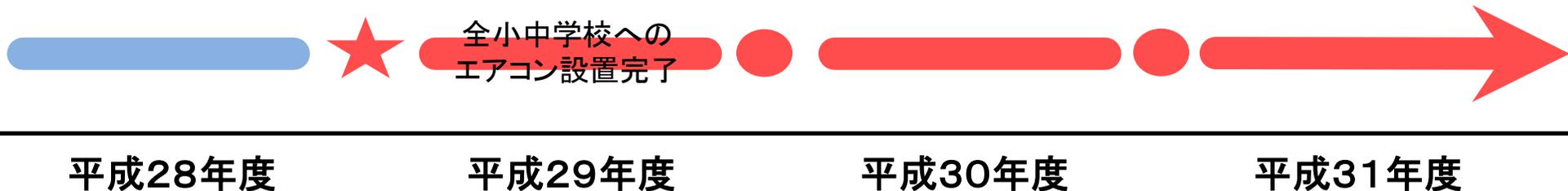
【実施状況】

- 中学校の普通教室には、平成23年度にエアコンの設置を完了し共用開始。
- 平成29年7月に、小学校の普通教室及び特別教室、中学校の特別教室にエアコンを設置し、共用開始。

【設置率】

- 全国のエアコン設置率 41.7%
- 静岡県のエアコン設置率 12.5%

(出典) 公立学校施設の空調(冷房)設備設置状況調査の結果について(平成29年6月9日文部科学省)



(1) イ 快適な学習環境の整備 トイレ改修 (洋式化)

【必要性】

従前は、家庭や公共施設等において和式トイレが主流であったが、時代の流れとともに、現在は洋式のトイレが主流となっている。

一方、学校においては、依然として和式トイレが使用されており、そのことが児童生徒の学校生活にも少なからず影響を与えていると考えられる。

- ①「臭い、汚い」・・・設置から数十年が経過していることや、従来のタイル張りのいわゆる湿式のトイレであるため臭いもあり、また、衛生的にもよくない。
- ②「学校で用を足さない」・・・不衛生である学校のトイレで用を足すことを躊躇することで、健康面にも影響を及ぼす。和式トイレでの用の足し方が分からない。

【現状】

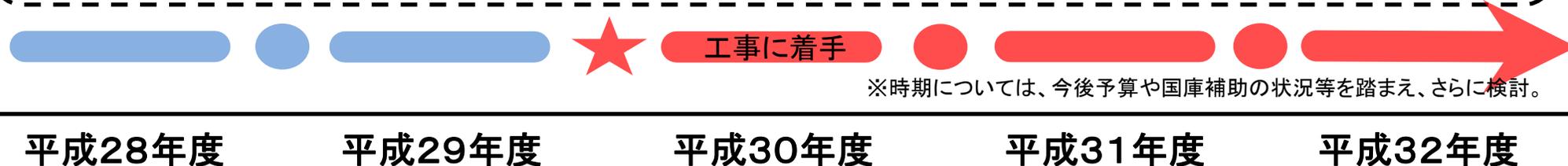
町内4つの小中学校のうち、中央小学校及び吉田中学校の体育館のみ洋式のトイレとなっており、その他は和式のトイレとなっている。

※参考:トイレ洋式化の状況

(全国)公立小中学校におけるトイレの設置状況 洋式:43.3% 和式:56.7%

(静岡)公立小中学校におけるトイレの設置状況 洋式:37.4% 和式:62.6%

(出典)公立小中学校施設のトイレの状況調査の結果について(平成28年11月10日 文部科学省)



(1) ウ 外国語・国際理解教育の推進①※

平成29年3月の学習指導要領の改訂にともない、小学校3、4年生に「外国語活動」、小学校5、6年生に「外国語」の時間が新設されることが決定。

平成30年度、31年度を移行期間とし、平成32年度から全面実施。

① **授業時間数の増加による授業以外の時間の圧迫(小学校3年～6年)**

② **授業準備の時間の増**

これまで指導したことのない教科であり、免許取得時にも学んでこなかった内容であるため、他教科等以上に教材の読み込みや授業準備が必要。

来年度以降、これまで以上に指導する**学級担任の日々が多忙化**。

小学校3・4年生 主として「聞くこと」、「話すこと」

小学校5・6年生 主として「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」



| 外国語活動 | |
|-------|------|
| 第1学年 | — |
| 第2学年 | — |
| 第3学年 | — |
| 第4学年 | — |
| 第5学年 | 35時間 |
| 第6学年 | 35時間 |

| 外国語活動 | |
|-------|------|
| 第1学年 | — |
| 第2学年 | — |
| 第3学年 | — |
| 第4学年 | — |
| 第5学年 | 35時間 |
| 第6学年 | 35時間 |

| 外国語活動 | |
|-------|------|
| 第1学年 | — |
| 第2学年 | — |
| 第3学年 | 15時間 |
| 第4学年 | 15時間 |
| 第5学年 | 50時間 |
| 第6学年 | 50時間 |

| 外国語活動 | |
|-------|------|
| 第1学年 | — |
| 第2学年 | — |
| 第3学年 | 15時間 |
| 第4学年 | 15時間 |
| 第5学年 | 50時間 |
| 第6学年 | 50時間 |

| 外国語活動及び外国語 | |
|------------|------|
| 第1学年 | — |
| 第2学年 | — |
| 第3学年 | 35時間 |
| 第4学年 | 35時間 |
| 第5学年 | 70時間 |
| 第6学年 | 70時間 |

学習指導要領の改訂

移行期間

移行期間

全面実施

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

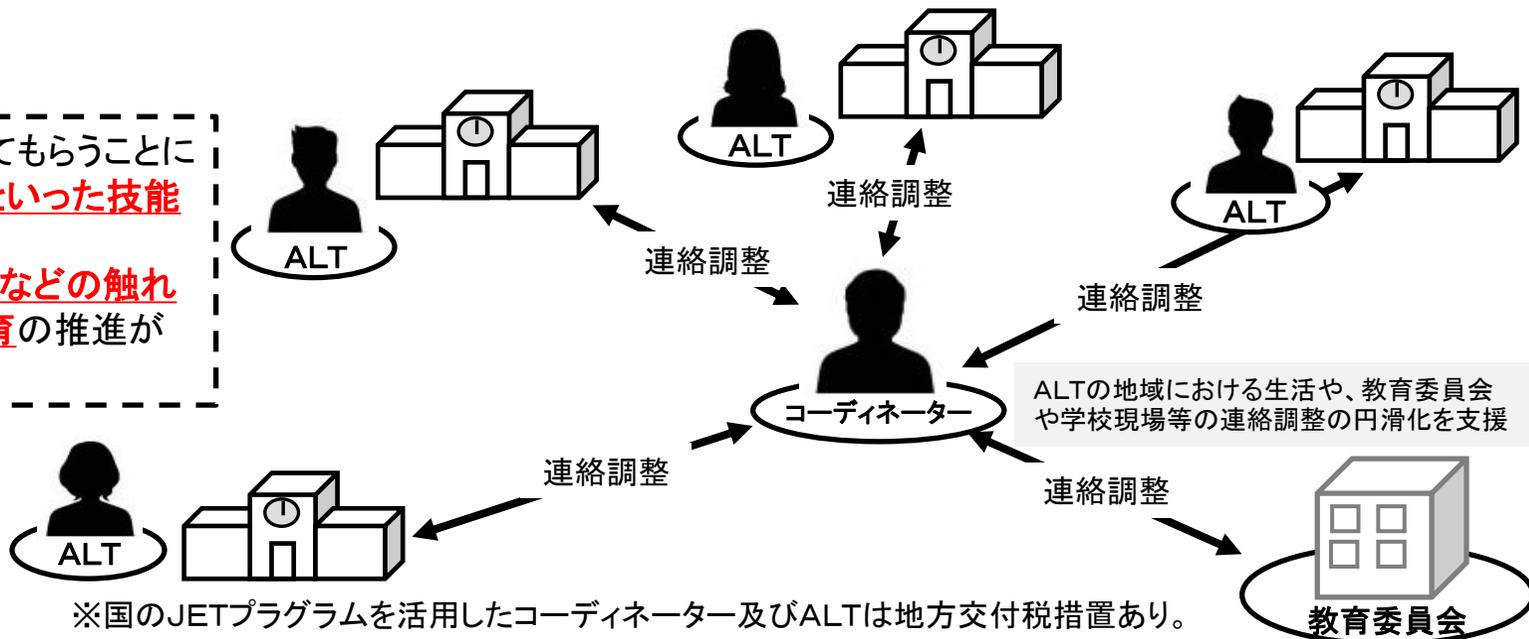
平成32年度 4

(1) ウ 外国語・国際理解教育の推進②

【外国語プログラムコーディネーター及び外国語指導助手(ALT)の全校配置】

- 外国語教育及び国際理解教育を推進するため、**ALTを各学校に1名ずつ、合計4名配置**
- 各学校において、ALTが持っている力を十分に発揮できるよう**コーディネーターを町に1名配置**

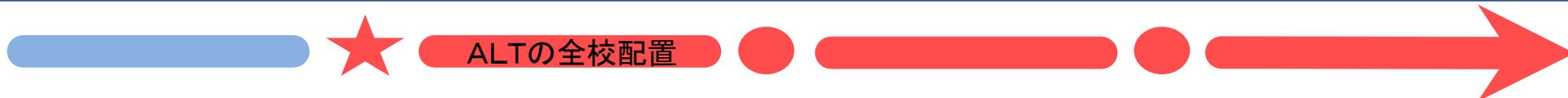
- 英語の授業の補助をしてもらうことにより、**特に「話す」、「聞く」といった技能を習得**できる。
- 休み時間や給食の時間などの触れ合いを通じて国際理解教育**の推進が図られる。



【参考】

- 今後、大学入試や高校入試等においても、「話す」、「聞く」、「読む」、「書く」といった4技能がバランスよく育成されているかが問われることとなる。
- ALTの配置は全国平均で2校当たり1名と試算(※)されるため、**吉田町のALT配置状況は全国平均の2倍**。

※平成28年度「英語教育実施状況調査」(文部科学省)をもとに吉田町教育委員会において試算。



平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

5

(1) エ 「確かな学力」の育成を軸とした幼保・小中一貫教育の推進②

～ 小中一貫教育の推進による「中1ギャップ」の解消及び
柔軟な教育課程の編成による学力の向上～（平成29年度から検討開始）

- 学級担任制
- きめ細かく指導・グループ学習
- 単元テスト重視、意欲・関心・態度の重視
- 緩やかな生徒指導
- 部活動なし



小学校

『ギャップ』
の
存在



中学校

- 教科担任制
- 板書が多い、スピードが速い、教師主導型
- 定期考査重視、知識技能重視
- より厳しい生徒指導
- 部活動あり
- 他の小学校からの進学者との新たな人間関係

検討開始

※検討状況を踏まえ実施

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

(1) 力 補充学習・発展学習の充実

<公設学習塾>

- 毎月一回程度、希望者を対象に町主催で学習塾を実施(費用は町が負担)。
- 教材は、ベネッセが吉田町学力調査に基づき、吉田町の児童生徒の正答率が低い分野の問題等を準備。
- 指導者は、教員OB、教員を目指す学生、現職の教員等の希望者。
- 講師1人に対し、児童生徒が5～8人程度と少人数の指導を実施。

<放課後補充学習>

- 学力定着に課題を抱える児童生徒に対し、放課後補充学習を行う。

<ラーニングプラン支援員の配置>

- 吉田町ラーニングプランの実施にあたり、各学校における教科等の指導の充実のため、授業の補助を行う支援員を各学校1名ずつ配置。

※平成29年度でラーニングプランが終了するため、平成30年度以降は今後検討。

★  引き続き実施

  引き続き実施

  引き続き実施

  引き続き実施

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

(1) キ 個に応じた支援の充実

<通級指導教室の設置>

- 通級指導教室とは、比較的障害の程度の軽い子供が通常の学級に在籍しながら、その子の障害特性にあった個別の指導を受けるための教室。
- 通級による指導を受ける子どもは、基本的には通常学級で過ごし、週に何時間かある通級による指導の時間だけ、通級指導教室に移動して指導を受けることとなる。
- 吉田町には、自彊小学校と吉田中学校に開設されており、**中学校に通級指導教室が開設されているのは、静西事務所管内で吉田中学校のみ**である。

<特別支援教育支援員の配置(6名)>

- 特別支援学級は、教員定数上8人で1学級となり、1名の教員が配置されるが、吉田町では、さらに、**町負担の支援員として1学級当たり1名の「特別支援教育支援員」を配置し、指導の充実を図っている。**

<教育相談員の配置(1名)>

- 毎週月、水、金に、町民を対象とした子供に関する多種多様な相談を受け付け対応している。
- 不登校児童生徒を対象としたステップルーム(適応指導教室)での指導。

<子どもと親の相談員の配置(2名)>

- 保護者や子どもの悩み相談、不登校児童生徒の支援、家庭・地域と学校の連携支援、児童福祉施設等との連携の支援等を行う。

引き続き実施

引き続き実施

引き続き実施

引き続き実施

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

(1) ク プログラミング教育の充実※

＜プログラミング教育＞

- 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力を育てるための教育。

小学校第6学年 総合的な学習の時間の事例

センサやアームを使って災害現場から人命を救助して病院に運ぶプログラムを
考えよう【本時 2/3】 (3 時間)

モーターの回転数やパワー等を組み合わせてプログラムを作り、自分で考えたとおりの動きをロボットにさせる。



どのように動くか

～基本の動き～

- ① 50%のパワーで両方のタイヤを前に回転させる(直進)。
- ② 50%のパワーで左のタイヤのみ3回転させる(時計回りに回る)。
- ③ 右のタイヤをパワー30%で1回転, 左のタイヤをパワー60%で2回転させる(右へ曲がる)。

～センサ等の応用～

- ④ 黒色を発見すると止まる(カラーセンサ)。
- ⑤ アームを45°持ち上げる(モータ)。
- ⑥ 前方の物との距離が, 10cmになると止まる(超音波センサ)。

(出典)プログラミング教育実践ガイド(文部科学省)

⇒ 全面実施に向け、**事例の紹介及び研修を行う**とともに、**実施を可能とするICT機器の充実**を図る。



(2) ア 教職員の勤務時間の適正化 学校閉庁日の設定

<学校閉庁日とは>

- 夏等の省エネルギー対策とともに、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図るため、学校を一定期間閉庁すること。
- 通常、平日は学校に日直が設定されており、日直は学校の開錠及び施錠を行うこととなっている。したがって、夏の閑散期(お盆)であっても日直は必ず学校にいないといけない。
- 学校閉庁日を設けることにより、集中的に夏季休暇等を取得することが可能となり、多忙化解消の一助となる。

○7月後半～8月(平成29年度)

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 16日 | 17日 | 18日 | 19日 | 20日 | 21日 | 22日 |
| 23日 | 24日 | 25日 | 26日 | 27日 | 28日 | 29日 |
| 30日 | 31日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 |
| 6日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 | 12日 |
| 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 | 18日 | 19日 |
| 20日 | 21日 | 22日 | 23日 | 24日 | 25日 | 26日 |
| 27日 | 28日 | 29日 | 30日 | 31日 | | |

- 今年度はお盆期間の1週間を「学校閉庁日」としている。
- 閉庁期間は、教育委員会事務局において学校を見回り。



- 今年度、冬休みの年末年始期間中も「学校閉庁日」とすることとしている。見回りは警備会社へ外部委託予定。
- 引き続き、夏休みのお盆期間中及び冬休みの年末年始を「学校閉庁日」とし。見回りは全て警備会社への外部委託とする予定。

引き続き実施

引き続き実施

引き続き実施

引き続き実施

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

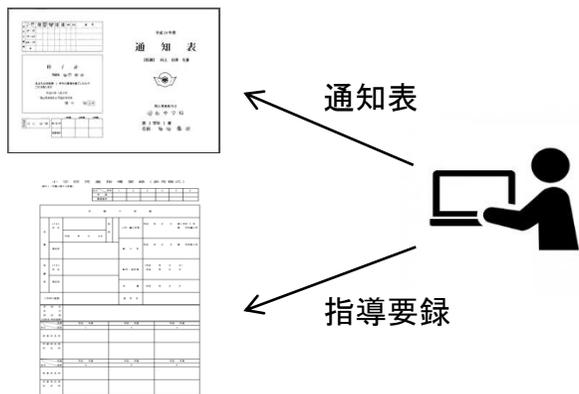
(2) イ 校務の支援 学校事務の効率化（職員室のオフィス化を含む）

<学校事務の効率化>

- 校務支援システム(EDUCOM)のバージョンアップ。
- 職員室のオフィス化。

◎校務支援システム(EDUCOM)

成績や出席簿などの入力済みのデータを有効に活用して各種様式の出力をするなど、校務の効率化を図るためのシステム。



⇒既に全校導入しているが、導入から数年経過しているため、処理速度が遅いことからバージョンアップをする必要がある。

◎職員室のオフィス化

教職員の働きやすい環境づくりの一環として、職員室の事務に必要な機器の整備を行う。

(整備の例)

- ・ 電話機台数の増加
- ・ 職員用パソコンの整備
- ・ インターネット使用環境の整備 など



(イメージ)

旧EDUCOM

旧EDUCOM

★ 新EDUCOM

新EDUCOM

※職員室のオフィス化は具体をさらに検討し実施。

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

13

(2) イ 校務の支援 校務アシスタントの配置

<校務アシスタントの配置>

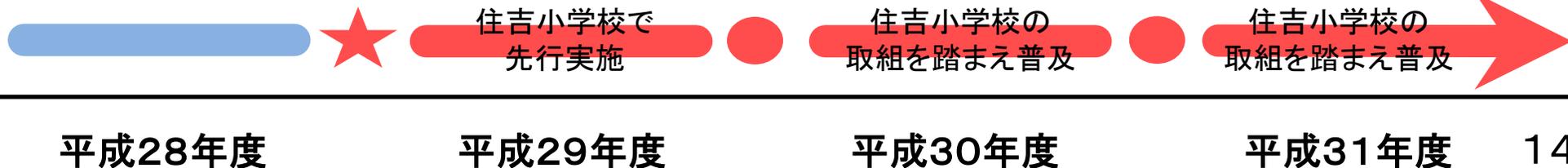
- 教員でなくてはできない仕事、教員でなくてもできる仕事を整理し、**教員でなくてもできる仕事は「校務アシスタント」(教員の仕事を補助する者で、特段の資格要件なし。)に依頼することにより、教員の多忙化解消を図る。**

<現 状>

- 住吉小学校が、県より『未来の学校「夢」プロジェクト』事業を受託しており、教員の多忙化解消に先進的に取り組んでいる。
- その中で、**「校務アシスタント」を2名配置**し、教員でなくてもできる仕事を「校務アシスタント」に依頼することにより教員の多忙化解消を図っている。

「校務アシスタント」が実施している業務の例

- ・ アンケートの集計
- ・ 文書の收受・発出、処理の作成
- ・ 備品・施設の点検、整備、修繕
- ・ 学校行事や会議等の準備
- ・ 授業や家庭学習等に関する教材の印刷
- ・ 宿題、提出物の点検 など



平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

(2) イ 校務の支援 部活動、課外活動の指導員配置

<部活動指導員の配置>

- これまで中学校における部活動は、学校の教員が行うことを前提として実施されてきた。
- しかし、学習指導要領上、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものとされており、教育課程外の活動となっている。
- 中学校の教員にとって、この部活動が超過勤務の原因の一つともなっており、こうした部活動を教職員ではない外部人材に委ねることにより、教員はより授業に専念でき、多忙化の解消にもつながるものと期待できる。
- また、小学校における陸上や鼓笛などの課外活動も、教育課程外の活動として行われているものであり、こうした活動を外部人材に委ねることにより、教員はより授業に専念でき、多忙化の解消にもつながるものと期待できる。

【中学校の部活動における外部人材の活用状況】

- ・ 男子ソフトテニス部 : 1名
- ・ 女子ソフトテニス部 : 1名
- ・ 剣道部 : 2名
- ・ 柔道部 : 1名
- ・ 陸上部 : 1名

※全員ボランティア



外部人材にお願いすることにより、より専門性の高い指導を受けることができる。引き続き、実施するとともに、制度として位置づけ、必要に応じて謝金を支払ったり、制度上位置付け大会等に単独で引率することを可能としたりすることが考えられる。

★ 引き続き実施

● 引き続き実施

● 引き続き実施

● 引き続き実施

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

15

(2) ウ 教職員の研修体制の充実 町全教職員研修会の実施

<全体教職員研修会>

- **教員が教員として身に付けるべき資質・能力の育成を図る**こと、また、町内小中学校が情報交換を行うことで、**町全体としての教育力を高める**ことを目的として、町内全教職員が一堂に会する研修会を年2回開催。

<平成29年度の開催実績及び予定>

【第1回】平成29年6月6日 14:00～
@学習ホール

- ・ 静岡大学教授 村山功先生による教育講演会
- ・ 各学校における校内研究の取組の概要の共有

【第2回】平成29年11月15日13:10～
@自彊小学校(予定)

- ・ 公開授業及びグループ協議
- ・ 自彊小学校の研究概要の説明
- ・ 外部講師による指導助言



引き続き実施



引き続き実施



引き続き実施



引き続き実施



平成28年度

平成29年度

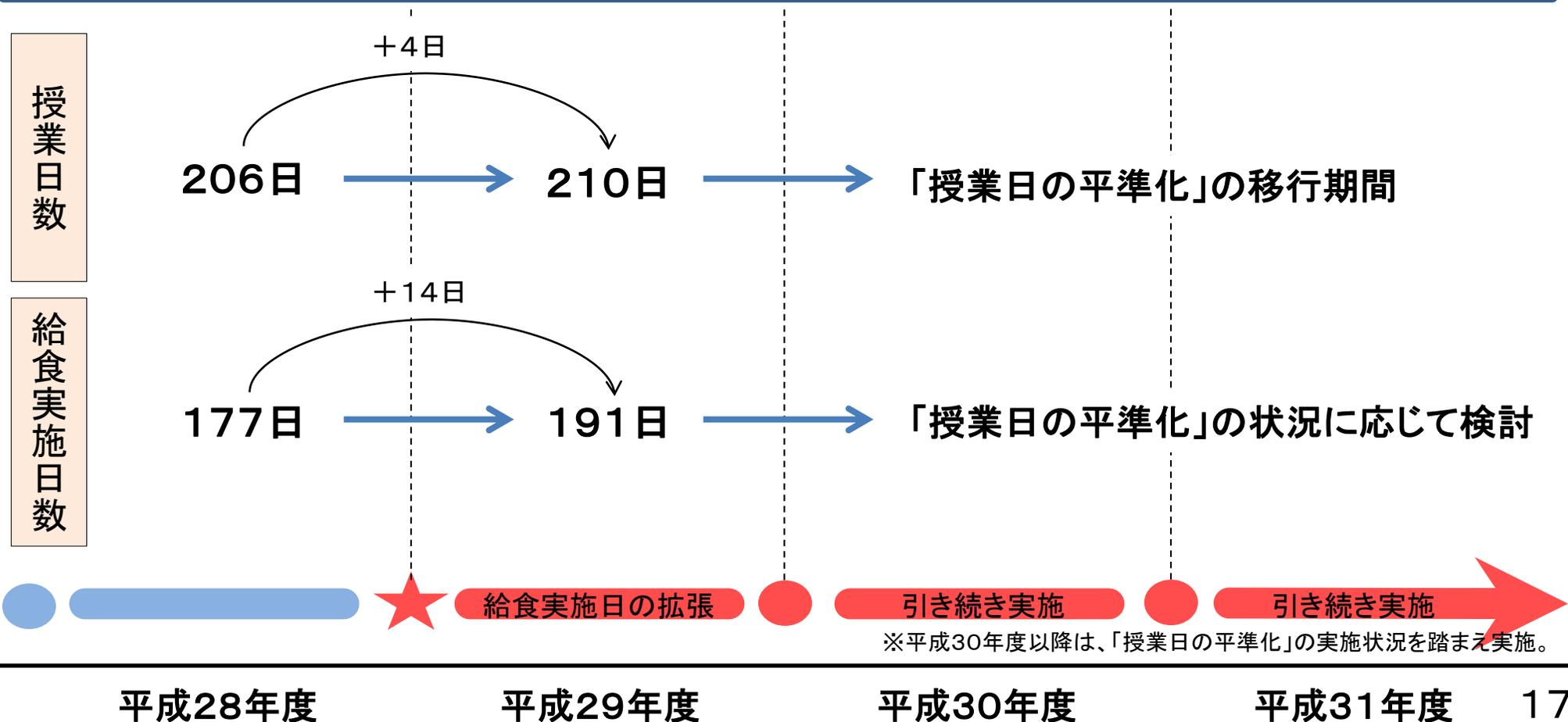
平成30年度

平成31年度

(3) ア 安心で安全な教育環境の整備 学校給食の実施日の拡張※

<学校給食>

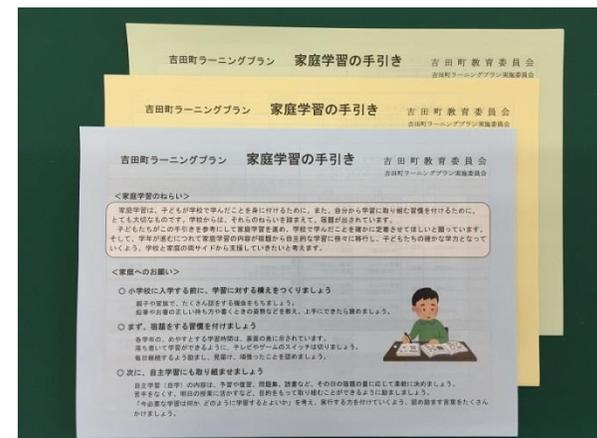
- 「授業日の平準化」に合わせて、学校給食実施日の増加。
- 子供たちに栄養バランスの良い給食を提供することにより、心身の健全な発達を促す。
- 弁当の日を縮減することにより、保護者負担も軽減することができる。



(3) ア 安心で安全な教育環境の整備 「家庭学習の手引き」の配布

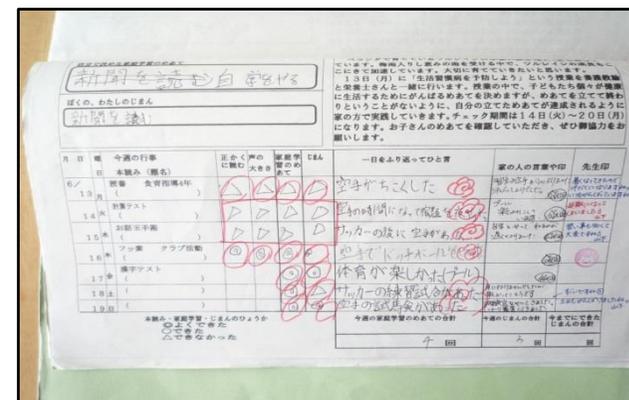
＜家庭学習の手引き＞

- 吉田町ラーニングプランの一貫として、家庭学習の充実を図るため「家庭学習の手引き」を作成・配布。
- 小学校低学年用、中学年用、中学校用を作成している。



「家庭学習の手引き」を活用した実践事例

「家庭学習の手引き」に基づき、自分で決めた家庭学習のめあてを毎回評価し、できるようになったらさらに高い目標を掲げるというように、自己の取組を振り返り、次につなげていくという実践を行っている。



引き続き実施

引き続き実施

引き続き実施

引き続き実施

(3) イ 放課後の子どもの居場所づくり 公設学習塾の実施

＜公設学習塾(再掲)＞

- 毎月一回程度、希望者を対象に町主催で学習塾を実施(費用は町が負担)。
- 教材は、ベネッセが吉田町学力調査に基づき、吉田町の児童生徒の正答率が低い分野の問題等を準備。
- 指導者は、教員OB、教員を目指す学生、現職の教員等の希望者。
- 講師1人に対し、児童生徒が5～8人程度と少人数の指導を実施。



平成28年度のアンケート調査結果

1628人 第1回～第9回(12月17日)

参加児童生徒述べ人数

96% 「学習意欲につながっている」(保護者)

感想 「学習時間が増えた」
「解いた問題を嬉しそうに見せてくれる」
「苦手が減った」・・・

⇒ 「平成28年度吉田町学力調査(数学)」において、公設学習塾に参加している中学校の生徒は、平均正答率が全体で「3.72ポイント」上昇した。

引き続き実施

引き続き実施

引き続き実施

引き続き実施

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

(3) イ 放課後の子どもの居場所づくり 放課後補充学習の実施

<放課後補充学習(再掲)>

- 学力定着に課題を抱える児童生徒に対し、放課後補充学習を行う。

<現 状>

【住吉小学校】

指導者:7名

実施日時:月・木の放課後45分間

【中央小学校】

指導者:3名

実施日時:月・水・木の放課後45分間

【自彊小学校】

指導者:7名

実施日時:水・金の放課後45分間

【吉田中学校】

指導者:7名

実施日時:月・水の放課後60分間

⇒ 今後、実施曜日の拡充等の充実方策について検討していく。

★ 引き続き実施

● 引き続き実施

● 引き続き実施

● 引き続き実施

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

20

(3) イ 放課後の子どもの居場所づくり 活動場所の確保、見守り委員の配置

<放課後子ども教室の充実>

- 地域の大人の協力を得て、子供たちの活動場所を確保し、放課後などにおける様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援。

【現状】

自彊小学校区で、北区地域教育推進協議会が「放課後自彊わくわく教室」として月2回実施している。



カレーづくり



昔の遊び

⇒ 引き続き、放課後の子供の活動場所の確保と、様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援。

<放課後児童クラブ充実>

- ニーズを踏まえ、拡充する方向で実施。



引き続き実施

引き続き実施

引き続き実施

引き続き実施

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

21

<生徒指導専任教員>

- **小学校の生徒指導主任及び中学校の生徒指導主事が、その職務に専念できる環境を整備し、生徒指導の充実を図る。（受け持つ授業時間数の減など。）**
- 生徒指導主事は、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たることとされている。

【参考】

学校教育法施行規則第70条：中学校には生徒指導主事を置くものとする。 ※小学校には特段の規定なし

【生徒指導とは】

一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動。

（全体指導）

例えば、児童生徒全体の場で行われる以下のような指導。

- ・ 基本的な生活習慣の指導
- ・ 校内規律に関する指導
- ・ 児童生徒の安全に係わる指導

（個別指導）

例えば、喫煙、飲酒、暴力行為、いじめといった個別具体の問題行動に対し、個々に行われる指導。

※生徒指導提要（平成22年3月）文部科学省より

★ 引き続き実施

● 引き続き実施

● 引き続き実施

● 引き続き実施

(3) ウ 問題行動のない落ち着いた教育環境の実現（相談体制の充実）SC、SSW、相談員の各校配置

| 名称 | スクールカウンセラー(SC) | スクールソーシャルワーカー(SSW) |
|--------|---|---|
| 人材 | 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者 | 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者 |
| 主な資格等 | 臨床心理士、精神科医等 | 社会福祉士、精神保健福祉士等 |
| 手法 | カウンセリング(子供の心のケア) | ソーシャルワーク(子供が置かれた環境(家庭、友人関係等)への働き掛け) |
| 主な職務内容 | ①個々の児童生徒へのカウンセリング ②児童生徒への対応に関し、保護者・教職員への助言 ③事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア ④教職員等に対する児童生徒へのカウンセリングマインドに関する研修活動 ⑤教員との協力の下、子供の心理的問題への予防的対応(ストレスチェック等) | ①家庭環境や地域ボランティア団体への働き掛け ②個別のケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整 ③要保護児童対策地域協議会や市町村の福祉相談体制との協働 ④教職員等への福祉制度の仕組みや活用等に関する研修活動 |

【現 状】

- SCは県からの派遣で1名。
- SSWは県からの派遣2名、町単独で1名。

【参 考】

- 全国のSC配置率は約4校に1名。
- 全国のSSW配置率は約25校に1名。

＜教育相談員の配置(1名)＞(再掲)

- 毎週月、水、金に、町民を対象とした子供に関する多種多様な相談を受け付け対応している。

＜子どもと親の相談員の配置(2名)＞(再掲)

- 保護者や子どもの悩み相談、不登校児童生徒の支援、家庭・地域と学校の連携支援、児童福祉施設等との連携の支援等を行う。



引き続き実施

引き続き実施

引き続き実施

引き続き実施

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度